

## 業 務 仕 様 書

当該仕様書は、業務の履行にあたり、札幌市役務契約約款に定めるものの他、受託者が従わなければならない事項を定めるものである。

### 1 業務の名称

避難場所指定状況調査業務

### 2 業務目的

避難場所は、「災害対策基本法」に基づき指定することが定められており、本市では、「札幌市地域防災計画」及び「札幌市避難場所基本計画」により「指定緊急避難場所」及び「指定避難所（基幹）」等を指定している。

「指定緊急避難場所」及び「指定避難所（基幹）」については、浸水被害想定や土砂災害警戒区域等の災害危険度の改定がある都度、該当となった避難場所の災害の種類について、再指定を行っている。

浸水被害想定の変更（中小河川）や小中学校の統廃合に伴い、指定避難所（基幹）が減少し、指定避難所（基幹）までの歩行距離が2km圏外となるエリアの増加が見込まれていることから、そのエリアの指定状況や避難経路等について調査を行う。

### 3 業務内容

別紙「業務内容」のとおり。

### 4 業務の期間等

契約締結の日から令和5年（2023年）10月31日（火）まで。

### 5 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了に当たって、契約約款に定めるもののほか、以下の書類を作成し、委託者に提出すること。

#### (1) 着手時

業務日程表

#### (2) 完了時

ア 業務完了届

イ 成果品目録

ウ 成果品

## 6 品質管理

受託者は、主要な内容の段階の区切り等に、自主的に社内検査を行い、品質の管理を行うこと。

## 7 業務の履行確認

- (1) 受託者は、全ての業務完了後に委託者の履行検査を受けなければならない。
- (2) 業務完了後において、明らかに受託者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受託者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

## 8 支払条件

当該業務の支払いは、業務完了後に検査を実施し、その検査に合格した後、一括で支払うものとする。

## 9 その他

- (1) 契約締結後、速やかに委託者と業務内容等の確認を行うこと。また、委託者の求めに応じて、業務に係る会議及び打合せ等に同席すること。
- (2) 本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。
  - ア 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
  - イ ごみ減量及びリサイクルに努めること。
  - ウ 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
  - エ 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
  - オ 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。
- (3) 秘密保持義務に関する事項

本業務で知りえた情報について、個人情報であるか否かを問わず本契約の契約期間及び契約後においても第三者に漏らしてはならない。

また、秘密保持義務について従業員及びその他関係者への徹底を行うこと。本件業務の契約期間中は以下を遵守すること。

  - ア 本市の情報を目的外に使用しないこと。
  - イ 本市の情報を複写及び複製する場合には委託者の許可を事前に得ること。
  - ウ 本市の情報を外部記憶媒体等で持ち出す場合、紛失及び盗難を避けるため厳重に保管すること。また、データは必ず暗号化をすること。
  - エ 本市の情報を取り扱う際は、のぞき見等の対策を行い、関係者以外に情報が知られないようにすること。

- (4) 業務内容に疑義が生じた場合は、その都度、委託者と協議のうえ、対応を決定し、業務を遂行すること。
- (5) 成果品に関する著作権を含む使用権利は全て札幌市に帰属すること。また、他のものに著作権がある資料を使用する場合は、あらかじめ使用に必要な手続きを完了させること。
- (6) 前各号に掲げる以外の事項については、その都度、委託者と協議すること。なお、打合せ協議回数の変更に伴う委託料の変更は行わない。

#### 10 業務担当者

札幌市危機管理局危機管理部防災推進担当課 岡部・大黒  
札幌市中央区北1条西2丁目 TEL211-3062/Fax218-5115

## 業 務 内 容

以下については、本業務の概要を示すものであり、業務の実施に際し、委託者と受託者とで十分に打合せを行うこと。

なお、本業務の履行に際し必要となる調査や検討に必要な資料の収集は、原則として、委託者の指示により受託者が行う他、受託者は、本業務の全体像について、各業務や成果品の作成、十分な理解に努めなければならない。

### 1 指定緊急避難場所及び指定避難所（基幹）の指定状況等の調査

#### (1) 指定避難所（基幹）周辺の被害想定調査

本市の各指定避難所（基幹）（307カ所）の半径2.0km内について、令和5年4月1日現在の浸水想定区域（洪水予報河川、水位周知河川、その他の指定河川、中小河川及び内水氾濫）及び土砂災害警戒区域のそれぞれの被害想定について調査を行う。

#### (2) 指定緊急避難場所及び指定避難所（基幹）の指定状況の調査

本市の指定緊急避難場所及び指定避難所（基幹）（352カ所）の指定状況について、洪水災害（洪水、内水氾濫）、土砂災害（崖崩れ、土石流、地滑り）、地震災害、大規模な火事の各種災害の種類ごと、「札幌市避難場所基本計画」に基づく指定理由について調査を行う。

### 2 指定避難所（基幹）の収容避難者数の調査

本市の指定避難所（基幹）（307カ所）の収容避難者数について、次のとおり調査する。

(1) 一般滞在スペース（体育館など）の収容避難者数は、床面積2㎡につき1人とする。

(2) 小中学校における一般教室については、教室床面積を一律64㎡とし、収容避難者数は4㎡につき1人とする。

(3) 一般滞在スペース（体育館など）以外の会議室等については、収容避難者数は4㎡につき1人とする。

(4) 各スペースにおける通路の設定については、委託者と協議の上、決定する。

### 3 指定避難所（基幹）の想定避難者数の調査

次の各調査において、①全指定避難所（基幹）、②全小学校、③全中学校の3種類のエリアについて調査を行う。

#### (1) 地震災害における指定避難所（基幹）の想定避難者数

「札幌市第4次地震被害想定」の各断層における想定避難者数を使用し、各指定避難所（基幹）の最大の想定避難者数を調査する。

なお、各指定避難所（基幹）の想定避難者数は、各区想定避難者数を指定避難所（基幹）数で除したものとする。

(2) 洪水災害における指定避難所（基幹）の想定避難者数

浸水の深さ 0.5m以上の浸水想定区域（洪水予報河川、水位周知河川、その他の指定河川、中小河川及び内水氾濫）内の人口を対象とし、また、区域内の避難者は最寄りの指定避難所（基幹）に避難することとした場合の想定避難者数を調査する。

(3) 土砂災害における指定避難所（基幹）の想定避難者数

土砂災害警戒区域内の人口を対象とし、また、区域内の避難者は最寄りの指定避難所（基幹）に避難することとした場合の想定避難者数を調査する。

(4) 区域内の人口の算出方法

区域内の人口の算出に使用するデータ及び算出方法については、委託者と協議の上、決定する。

4 指定避難所（基幹）歩行距離 2.0 k mエリア外の調査

次の各調査において、①全指定避難所（基幹）、②全小学校、③全中学校の 3 種類のエリアについて調査を行う。なお、プロットは、全指定避難所（基幹）を表示すること。

(1) 半径 1,333mのエリアの調査

指定避難所（基幹）の入口（小中学校は開放玄関）を中心地とし、半径 1,333mのエリアを調査する。

(2) 歩行距離 2.0 k mのエリアの調査

指定避難所（基幹）の入口（小中学校は開放玄関）を出発点とし、歩行距離 2.0 k mのエリアを調査する。

なお、道路情報については、別途提供するGISデータを使用することとする。

(3) 被害想定を踏まえた歩行距離 2.0 k mのエリアの調査

指定避難所（基幹）の入口（小中学校は開放玄関）を出発点とし、被害想定エリアを迂回した場合の各被害想定における歩行距離 2.0 k mのエリアを調査する。

(4) 歩行距離 2.0 k mのエリア外の調査

上記 (2) 及び(3)において、歩行距離 2.0 k mのエリア外となった地域を調査する。

(5) 小中学校の統廃合を踏まえた歩行距離 2.0 k mのエリア外の調査

上記(3)に加え、16 地域における小中学校の統廃合を踏まえた歩行距離 2.0 k mのエリア外となる地域を調査する。

5 避難場所データベースの作成

現行の避難場所データベースの内容を引き継ぐとともに前項 2～4 の内容を加えた避難場所データベースを新たに作成すること。

## 6 打合せ等

委託者との打合せは業務着手時、中間打合せ3回、成果物納品時の計5回を想定している。打合せには必ず主任技術者が出席すること。この他、関係機関との協議等には必要に応じて出席すること。

なお、打合せ及び協議内容の記録は、受託者が行い、委託者に報告すること。

## 7 成果品の作成

### (1) 仕様及び部数

業務完了時に提出すべき成果品は、下記のとおりとする。

納品するデータの形式やファイル格納方法、提出媒体は、委託者の指示によるものとする。詳細は業務着手時に業務担当職員と協議すること。

- ・ 製本報告書（A4版カラー）：2部（電子閲覧用報告書（PDF）をDVDにて添付）
- ・ 電子データ一式（DVD-Rを想定）：2部

### (2) 収録内容

電子データ一式に収める内容は以下のとおりとし、製本報告書はこの内容を網羅するものとする。

- ・ 報告書閲覧用PDF
- ・ 報告書オリジナルファイル（Word文書およびExcel図表データ）
- ・ 業務履行に際し作成した電子データ（Word文書、Excel図表データ、計算過程プログラム（検討結果の再現性を証明できる手法やファイル構造をまとめたもの及び計算に使用したデータファイル））
- ・ GIS（shape）データ
- ・ 避難場所データベース（Excelデータ等）
- ・ 履行に際し、収集した資料及びデータ
- ・ 打合せ記録簿
- ・ その他、必要とされる資料及びデータ

## 8 貸与品

### (1) 避難場所データベース（現行）

### (2) 浸水被害想定及び土砂災害警戒区域に係るGIS（shape）データ

### (3) その他、本市が所有する資料・データのうち、本業務に必要なもの

## 9 参考図書（札幌市公式HPに掲載）

### (1) 札幌市避難場所基本計画

### (2) 札幌市第4次地震被害想定